

合理的配慮の提供に係る費用を助成します！

令和8年度は、飲食店等の一部業種の小規模事業者が実施する工事施工費の補助率を1/2以内から **10/10** 以内に変更します！※上限10万円

滋賀県では、令和元年10月から「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」により、すべての県民、事業者のみなさまに障害のある人に対する合理的配慮の提供を求めています。誰もが暮らしやすいまちにするために、この助成事業をぜひご活用ください。

1 制度を利用できる団体

- ①お店など民間の事業者
- ②自治会など地域の団体
- ③サークルなどの民間団体



2 助成対象となる事業・助成金額の算定

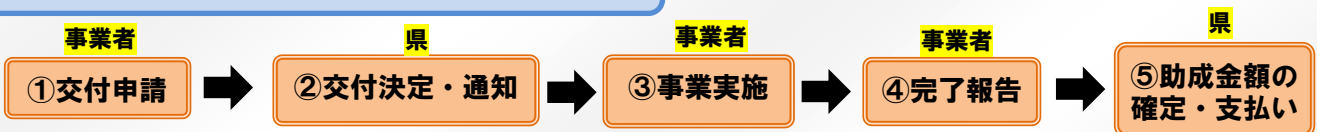
事業費×1/2以内（上限額の範囲内）



【飲食店など一部の小規模事業者が実施する工事施工】
事業費×10/10以内（上限額の範囲内）

※予算がなくなり次第終了となりますので、申請はお早めをお願いします。

3 助成制度利用の流れ



《お問い合わせ》

滋賀県健康医療福祉部 障害福祉課 企画・共生推進係

TEL：077-528-3542 / FAX：077-528-4853

E-Mail：ec0006@pref.shiga.lg.jp



▲HPはこちらから

Q & A ～合理的配慮は何をすればよい？～

Q1. 合理的配慮って何？

A1. 障害のある方から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、それぞれの事案の具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断し、負担が重くない範囲で、日常生活や社会生活を送るうえでの障壁を取り除くために行う必要な現状の変更・調整を行うことです。

Q2. 買物や飲食店では、どんな取組がありますか？

A2. 車いすを利用する方が買物をする場合、お店に入りやすいように折り畳みスロープを備えておく、高いところにある商品をとって渡すという取組が考えられます。

また、飲食店で料理を選ぶ際に、例えば、視覚障害のある方に口頭でメニューを伝える、点字メニューを渡すこと等が考えられます。また、聴覚障害のある方と筆談ボードや手話等などにより意思疎通を図ることが考えられます。

Q3. イベントを開催する予定ですが、どんな取組がありますか？

A3. 障害のある人もない人も同じようにイベントに参加できるようにしましょう。例えば、聴覚障害のある方への取組として、手話通訳者や要約筆記者の設置があります。また、車いすを利用する方への取組として、席を障害者用トイレや入口近くに配置する、専用の駐車区画を準備するなどが考えられます。参加申込みのあるイベントでは、申込書等に専用の駐車区画の確保や手話通訳の配置等の必要な取組を記載できる欄があると合理的配慮の申し出をしやすくなります。

Q4 助成対象となる合理的配慮はどのようなものですか？

A4. 不特定多数の方の利用が見込まれる事業者による物品の購入、工事の施工、研修の実施等が対象となります。(※特定の方を対象とした合理的配慮に係る経費を助成するものではありません。)

Q5 助成率が10/10となる事業はどのような事業ですか？

A5. 日常生活でよく利用する施設のうち、小規模な事業者が実施する工事の施工に係る経費を対象に助成率を10/10として助成します。具体的には、飲食店や理容店、美容店、公衆浴場等の施設のうち、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」でバリアフリー等に関する整備基準が設けられていない以下の小規模な施設が実施するスロープや手すり等の設置工事を対象とします。

- ①百貨店、マーケットなどの購買施設等のうち、用途面積が200㎡以下のもの。
- ②理容所、美容所、旅行代理店等のサービス施設のうち、用途面積が200㎡以下のもの。
- ③飲食店、料理店等の施設のうち、用途面積が200㎡以下のもの。
- ④公衆浴場のうち、用途面積が300㎡以下のもの。

Q6 視覚障害のある方から講演会の資料を点字にしてほしいと申し出がりましたが、特定の日に特定の方が利用するコミュニケーションツールの作成は助成対象となりますか？

A6. レストランにおける点字メニューの作成等、不特定多数の方が継続的に利用するコミュニケーションツールの作成を助成対象としています。特定の日、特定の方が利用するコミュニケーションツールの作成は助成対象となりません。